

議案第 11 号

石川県立生涯学習センター管理規則の一部改正等について

1 提案理由

石川県立生涯学習センターの移転に伴い、関係規定を整備する必要があるため

2 改正又は廃止する規則

【改正する規則】

石川県立生涯学習センター管理規則の一部改正

【廃止する規則】

石川県立生涯学習センター運営審議会規則の廃止

3 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条

4 改正案

17 頁 ～ 26 頁のとおり

5 施行年月日

平成 23 年 4 月 1 日

改正案

現

行

石川県立生涯学習センター管理規則

(開館時間)

第五条 生涯学習センターの開館時間は、午前九時から午後六時までとする。ただし、分室は午前九時から午後八時までとする。

第六条、第八条 略

(使用の許可)

第九条 講義室、多目的室、作業室及び調理実習室(附属設備器具を含む。以下「講義室等」という。)を使用しようとする者は、使用しようとする日の三月前から十日前までの期間中に使用許可申請書(別記様式第一号)を館長に提出し、許可を受けなければならぬ。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この期間によらないことができる。

2 前項本文の規定による使用は、三日間をこえてはならない。
3 館長は、第一項の許可にあつて、条件を付けることができる。
4 館長は、講義室等の使用を許可したときは、使用許可書(別記様式第二号)を申請者に交付するものとする。

第十条 略

(使用者の遵守事項)

第十一条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 許可を得ない室又は附属設備器具を使用しないこと。
- 二 許可を得ないで、火気を使用しないこと。
- 三 許可を得ないで、金品の募集、物品の販売又は飲食物の提供等を行なわないこと。
- 四 収容定員数をこえて入室させないこと。
- 五 第八条各号に掲げる者を入室させないこと。
- 六 火災、盗難の発生防止等に留意し、使用に係る講義室等内の秩序を維持すること。
- 七 その他館長が指示すること。

第十二条、第十三条 略

(使用終了等の届出)

第十四条 使用者は、講義室等の使用を終了し、又は使用を中止したときは、直ちに設備その他を原状に回復し、館長に届け出て点検を受けなければならない。

石川県立生涯学習センター管理規則

(開館時間)

第五条 生涯学習センターの開館時間は、午前九時から午後九時までとする。

第六条、第八条 略

(使用の許可)

第九条 会議室、講義室、多目的室、作業室及び調理実習室(附属設備器具を含む。以下「会議室等」という。)を使用しようとする者は、使用しようとする日の三月前から十日前までの期間中に使用許可申請書(別記様式第一号)を館長に提出し、許可を受けなければならぬ。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この期間によらないことができる。

2 前項本文の規定による使用は、三日間をこえてはならない。
3 館長は、第一項の許可にあつて、条件を付けることができる。
4 館長は、会議室等の使用を許可したときは、使用許可書(別記様式第二号)を申請者に交付するものとする。

第十条 略

(使用者の遵守事項)

第十一条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 許可を得ない室又は附属設備器具を使用しないこと。
- 二 許可を得ないで、火気を使用しないこと。
- 三 許可を得ないで、金品の募集、物品の販売又は飲食物の提供等を行なわないこと。
- 四 収容定員数をこえて入室させないこと。
- 五 第八条各号に掲げる者を入室させないこと。
- 六 火災、盗難の発生防止等に留意し、使用に係る会議室等内の秩序を維持すること。
- 七 その他館長が指示すること。

第十二条、第十三条 略

(使用終了等の届出)

第十四条 使用者は、会議室等の使用を終了し、又は使用を中止したときは、直ちに設備その他を原状に回復し、館長に届け出て点検を受けなければならない。

改正案

別記様式第1号(第9条関係)

※受付年
月日番号

石川県立生涯学習センター使用許可申請書

年 月 日

石川県立生涯学習センター館長 様

申請者 住所
名称及び
代表者氏名 (電話) ㊟

次のとおり許可して下さるよう申請します。

使用目的

使用日時	自 年 月 日 (曜日) 至 年 月 日 (曜日)	第1日	自 時 至 時
		第2日	自 時 至 時
		第3日	自 時 至 時

使用する講義室等名(該当するものを囲んでください。)

分室	講義室A	講義室B	多目的室	作業室	調理実習室
----	------	------	------	-----	-------

入室予定
人員

人

その他参考となる事項

※許可
不許可区分

許可 不許可 ※通知 年 月 日

- 備考 1 ※の欄は、記入しないでください。
2 その他参考となる事項欄には、講義室等を使用する場合の事業計画の内容等を記入し、関係資料を添付してください。
3 申請者本人(法人にあっては、代表者に限る。)が署名する場合は、押印を省略することができます。

現行

別記様式第1号(第9条関係)

※受付年
月日番号

石川県立生涯学習センター使用許可申請書

年 月 日

石川県立生涯学習センター館長 様

申請者 住所
名称及び
代表者氏名 (電話) ㊟

次のとおり許可して下さるよう申請します。

使用目的

使用日時	自 年 月 日 (曜日) 至 年 月 日 (曜日)	第1日	自 時 至 時
		第2日	自 時 至 時
		第3日	自 時 至 時

使用する会議室等名(該当するものを囲んでください。)

21号室	22号室	31号室	32号室	33号室	34号室	35号室	36号室
号室	中会議室	大会議室					
分室	講義室A	講義室B	多目的室	作業室	調理実習室		

入室予定
人員

人

その他参考となる事項

※許可
不許可区分

許可 不許可 ※通知 年 月 日

- 備考 1 ※の欄は、記入しないでください。
2 その他参考となる事項欄には、会議室等を使用する場合の事業計画の内容等を記入し、関係資料を添付してください。

改正案

別記様式第2号(第9条関係)

住所 名称及び 代表者氏名	石川県立生涯学習センター使用許可書 様 石川県立生涯学習センター館長 ㊟	第 号 年 月 日	
年 月 日付で申請のあった生涯学習センターの使用については、次のとおり許可します。			
使用目的			
使用日時	自 年 月 日 (曜日)	第1日	自 時 至 時
	至 年 月 日 (曜日)	第2日	自 時 至 時
		第3日	自 時 至 時
使用する 講義室等名	入室予定 人 員		
使用料	円	納付 期限	年月日 納付方法 別紙 納入通知書
使用許可 の条件			

注意 講義室等を使用の際は、本許可書及び使用料の領収証書を提示してください。

現行

別記様式第2号(第9条関係)

住所 名称及び 代表者氏名	石川県立生涯学習センター使用許可書 様 石川県立生涯学習センター館長 ㊟	第 号 年 月 日	
年 月 日付で申請のあった生涯学習センターの使用については、次のとおり許可します。			
使用目的			
使用日時	自 年 月 日 (曜日)	第1日	自 時 至 時
	至 年 月 日 (曜日)	第2日	自 時 至 時
		第3日	自 時 至 時
使用する 会議室等名	入室予定 人 員		
使用料	円	納付 期限	年月日 納付方法 別紙 納入通知書
使用許可 の条件			

注意 会議室等を使用の際は、本許可書及び使用料の領収証書を提示してください。

改 正 案			
別記様式第3号(第10条関係)			※受付年 月日番号
石川県立生涯学習センター使用変更許可申請書 石川県立生涯学習センター館長 様			
年月日			
申請者 住所 名称及び 代表者氏名 (電話) ㊟			
年月日付け第 号で許可のあった生涯学習センターの使用について、次のとおり変更したいので許可して下さるよう申請します。			
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
変更の理由			
※許可 不許可区分	許可 不許可	※通知	年月日
備考 1 ※の欄は、記入しないでください。 2 申請者本人(法人にあっては、代表者に限る。)が署名する場合は、押印を省略することができます。			

現 行			
別記様式第3号(第10条関係)			※受付年 月日番号
石川県立生涯学習センター使用変更許可申請書 石川県立生涯学習センター館長 様			
年月日			
申請者 住所 名称及び 代表者氏名 (電話) ㊟			
年月日付け第 号で許可のあった生涯学習センターの使用について、次のとおり変更したいので許可して下さるよう申請します。			
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
変更の理由			
※許可 不許可区分	許可 不許可	※通知	年月日
備考 ※の欄は、記入しないでください。			

改 正 案

別記様式第4号(第10条関係)

	石川県立生涯学習センター使用変更許可書 住 所 名称及び 代表者氏名 様 石川県立生涯学習センター館長 ㊟	第 号 年 月 日
年 月 日付けで申請のあった生涯学習センターの使用変更については次のとおり許可します。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
使用変更 許可の条件		

注意 講義室等を使用の際は、本許可書及び使用料の領収証書を提示してください。

現 行

別記様式第4号(第10条関係)

	石川県立生涯学習センター使用変更許可書 住 所 名称及び 代表者氏名 様 石川県立生涯学習センター館長 ㊟	第 号 年 月 日
年 月 日付けで申請のあった生涯学習センターの使用変更については次のとおり許可します。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
使用変更 許可の条件		

注意 会議室等を使用の際は、本許可書及び使用料の領収証書を提示してください。

改 正 案

別記様式第5号(第12条関係)

石川県立生涯学習センター使用取消届書

年 月 日

石川県立生涯学習センター館長 様

住 所
名称及び
代表者氏名 (印)
(電話)

年 月 日付け第 号で許可のあった(で申請した)生涯学習センターの使用については、次のとおり取り消したいのでお届けします。

使 用 目 的

使 用 日 時	自 年 月 日 (曜日) 至 年 月 日 (曜日)	第1日	自 時 至 時
		第2日	自 時 至 時
		第3日	自 時 至 時

使 用 する
講 義 室 等 名

使 用 取 消
の 理 由

現 行

別記様式第5号(第12条関係)

石川県立生涯学習センター使用取消届書

年 月 日

石川県立生涯学習センター館長 様

住 所
名称及び
代表者氏名 (印)
(電話)

年 月 日付け第 号で許可のあった(で申請した)生涯学習センターの使用については、次のとおり取り消したいのでお届けします。

使 用 目 的

使 用 日 時	自 年 月 日 (曜日) 至 年 月 日 (曜日)	第1日	自 時 至 時
		第2日	自 時 至 時
		第3日	自 時 至 時

使 用 する
会 議 室 等 名

使 用 取 消
の 理 由

備考 申請者本人(法人にあつては、代表者に限る。)が署名する場合は、押印を省略することができます。

石川県立生涯学習センター管理規則の一部を改正する規則

石川県立生涯学習センター管理規則（昭和四十一年石川県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「午後九時」を「午後六時」に改め、同条に次のただし書を加える。
 ただし、分室は午前九時から午後八時までとする。
 第九条第一項中「会議室」を削り、同条第一項及び第四項中「会議室等」を「講義室等」に改める。
 第十一条第六号及び第十四条中「会議室等」を「講義室等」に改める。
 別記様式第一号中「会議室等」を「講義室等」に改める。

21号室	22号室	31号室	32号室	33号室	34号室	35号室	36号室
分室	分室	分室	分室	分室	分室	分室	分室
中会議室	大会議室	講義室A	講義室B	多目的室	作業室	調理実習室	

分室	講義室A	講義室B	多目的室	作業室	調理実習室
----	------	------	------	-----	-------

改め、同様式中備考に備考3として次のように加える。

3 別記様式第二号中「会議室等」を「講義室等」に改める。
 別記様式第三号中備考を備考1とし、備考2として次のように加える。

2 別記様式第四号中「会議室等」を「講義室等」に改める。
 別記様式第五号中「会議室等」を「講義室等」に改め、備考として次のように加える。

1 別記様式第六号中「法人」にあっては、代表者に限る。が署名する場合は、押印を省略することができず。

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。
 この規則による改正前の石川県立生涯学習センター管理規則の規定に基づき調製した諸用紙は、
 所要の調整をしてなおお当分の間、使用することができる。

石川県立生涯学習センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

石川県教育委員会規則第 号

石川県教育委員会

石川県立生涯学習センター運営審議会規則を廃止する規則

石川県立生涯学習センター運営審議会規則（昭和四十一年石川県教育委員会規則第六号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

石川県立生涯学習センター運営審議会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

石川県教育委員会規則第 号

石川県教育委員会

石川県立生涯学習センター運営協議会の設置について

1 名 称	「石川県立生涯学習センター運営協議会」
2 委 員	10名以内 ・有識者 ・市町代表 ・生涯学習関係団体 ・主催講座受講者代表 など
3 任 期	平成23年4月1日から2年間

石川県立生涯学習センター運営協議会設置要綱(案)

(目的)

第1条 石川県立生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）の運営に関し、広く県民各層の意見を反映させ、生涯学習に関する情報、学習機会及び学習の場の提供等を行い、生涯学習を推進することを目的に、石川県立生涯学習センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、10名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、有識者等のうちから、生涯学習センター館長（以下「館長」という。）が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、館長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、生涯学習センターにおいて行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。